

教育職員免許法施行規則における 幼稚園関係の改正主要点の解説

朗 三 越 玉

(本誌五十三卷一〇月号)を
あわせていただかないと理
解しにくい点が多いので、あ
わせ読んでいただきたい。

一、大学における教 員養成の基準単位

1、普通免許状取得のための 修得単位の内訳

幼稚園教員となるための大
学での修得単位の基準が、次
のとおりであることはすでに
述べたところである。

2、一般教育科目、教科に関
する専門科目、教職に関す
る専門科目の修得単位の内
訳

り、自然科学に関する科目には、数学、物理
学、化学、天文学、地学、生物学その他があ
り、社会科学に関する科目には、法学、政治
学、経済学、社会学、地理学、教育その他が
ある。

そしてこれらの科目のうちの学科の選択と
その単位は各大学で定めることになってい
る。

(2)、教科に関する専門科目の修得単位の内
訳と修得方法

教科に関する専門科目の修得単位は、一級
普通免許状の取得の場合は一六単位、二級普
通免許状の取得の場合は八単位である。その
修得方法は

イ 小学校の教科に関する専門科目(国
語、社会、算数、理科、音楽、図画工
作、家庭、体育)について修得する。

ロ イの場合、一級普通免許状をとるとき
は音楽、図画工作、体育は各四単位以上
づつ必ず修得しなければならないし、
二級普通免許状をとるときは音楽、図画
工作、体育は各二単位以上づつ必ず修得
しなければならない。

つまり一級普通免許状をとる場合は、最低

わたくし達に関係深い免許状に改正があつ
たことはすでに十月号で述べたところである
が、その実施に必要な細い点がこの十月二十
七日(文部省令第二六号、第二七号)公布に
なったので、そのうち幼稚園に関係ある部分
の主要点について説明を加えることとする。

(1)、一般教育科目の修得単位の内訳と修得
方法
一般教育科目の内訳と修得方法
は旧法と同じで変りがないが、参考のためか
かげると次のとおりである(一条)
人文科学に関する科目には、哲学、倫理
学、宗教学、文学、音楽、美術その他があ

免許状の種類	所要資格	基礎資格		大学における最低修得単位数
	基礎資格	一般教育	専門科目	
一級普通免許状	学士の称号を有すること	科目	教員に関するもの	教職に関するもの
二級普通免許状	大学に二年以上在学し、六十単位(内二単位は、体育とする)以上を修得すること	単位 三六	単位 一六	単位 二八
		一八	八	一八

一般 教育科目の区分	免許状の種類	一級普通免許状	二級普通免許状
		最低修得単位数	最低修得単位数
人文科学に関する科目 (音楽、美術等情操教育に役立つ科目を含む)		一単位	二単位
自然科学に関する科目		二単位	六単位
社会科学に関する科目		一単位 (日本国憲法を含む)	二単位 (日本国憲法を含む)
	計	三六	一八

音楽、図画工作、体育を各四単位づつ計一二単位とり、あと残りの四単位を他の教科——国語、社会、算数、理科、家庭——のうちから選択して修得する。普通免許状をとる場合は残りが二単位になるので、その二単位につ

いて残りの教科から選択して修得するということである。(第五条)
 (3)、教職に関する専門科目の修得単位の内訳と修得方法
 教職に関する専門科目の修得単位数は、一級

普通免許状の取得の場合は二八単位、二級普通免許状の取得の場合は一八単位である。その修得方法は次のとおりである。

- あとの四単位(一級)二単位(二級)は、イ、に述べた科目を修得してもよいし、また次の科目の中から選んで修得してもよい。

教育哲学、教育史、教育社会学、教育行政学、教育関係法規、教育財政学、教育統計学、教育評価、教科心理学、学校教育の指導及び管理、学校保健、学校建築、社会教育、視聴覚教育、図書館学、職業指導

その他大学の加える教職に関する専門科目
 ハ イの教育原理、教育心理学、児童心理学、教育実習は、幼稚園と小学校の教育を中心として行わなければならない。
 なお、修得方法の特例として次のことが認められている。

- イ 「保育内容の研究」は、半分(一級は六単位、二級は四単位)まで小学校の教科の教材研究でかえられる。
- ロ 「教育実習」は、幼稚園または小学校

教職に関する 専門科目		最低修得単位数			
免許 状の種類	教育原理	「教育心理学、 児童心理学」	保育内容 の研究	教育実習	計
一級普通免許状	単位 四	単位 四	単位 一二	単位 四	単位 二四
二級普通免許状	二	二	八	四	一六

(幼稚園または小学校に相当する旧令の学校でもよい)で一年以上教員として勤務した者は、勤務年数一年について一位の割合でその修得しなければならぬ単位から差引ける。

ただしこの場合は、その差引いた単位数だけ次の科目または修得方法の口、に述べた科目を(その代償として)やらなければならぬ。

教育原理、教育心理学、児童心理学、教材研究、保育内容の研究

ハ、教育原理、教育心理学、教育実習は、それぞれ二単位までは中学校または高等学校の教諭の免許状を受ける場合の教育原理、教育心理学、教育実習でかえられぬ。(第六条)

二、仮免許状についての措置

1、改正法施行までに旧法によつて仮免許状の授与を受けている者の取扱ひ

昭和二十九年十二月三日までに旧法の規定によつて仮免許状を受けている者は(十二月三日から仮免許が廢止されているのであるが)特例としてその仮免許状で幼稚園の教諭に採用してもらえる。(免許法附則第二項)

2、昭和三十三年三月三十一日までに文部大臣の指定した養成機関を修了する者の取扱ひ

昭和三十三年三月三十一日までの文部大臣指定の養成機関の修了者は、養成機関の修了証書と単位修得証明書があれば幼稚園の教諭に採用してもらえる。ただし、次に述べる都道府県教育委員会または都道府県知事が出す証明書をもらつてもよい。(施行規則附則十

3、現職の助教諭等で、昭和三十三年三月三十一日までに旧法の規定による仮免許状の所定の単位をとつた者の取扱ひ

現職の助教諭等で、昭和三十三年三月三十一日までに旧法の規定による所定の単位をとつた者は、昭和三十八年三月三十一日までは教諭または講師になつてゐることができるとはすでに述べたところであるが、この場合仮免許状が廢止されているので仮免許状をもちあうことはできない。そこで仮免許状にかわる所要資格の証明書を都道府県教育委員会または都道府県知事が出すことになつてゐる。

この資格の取得証明書がなければ、これらの者は教諭(講師)には採用されない。なお、資格の取得証明書は授与権者(都道府県教育委員会または都道府県知事)が本人に交付するが、その証明手続は都道府県教育委員会規則または都道府県規則で定めることになつてゐる。(附則十二)

三、上級免許状をとる方法

1、上級免許状をとるときの単位と修得方法の原則

現職にいて教職経験年数と単位で教育職員検定で上級免許状をとらうとするときの単位

の基準は、すでに述べたように臨時免許状から二級普通免許状をとるときも、二級普通免許状から一級普通免許状をとるときもとも*

*に四五単位であるが、その内訳は次のとおりである。

免許状の種類	最低修得単位数	
	専 門 科 目	教職に関するもの
受けようとする		
一般教育科目		
一級普通免許状	単位 一五	単位 一五
二級普通免許状	単位 一〇	単位 二五

この単位をとっていく方法の原則は、(一)、大学における教員養成の基準単位」のところ
で述べた修得方法を例として、都道府県教育委員会や都道府県知事がきめることになつて
いる。(二条、十四条)

2、上級免許状をとるときの単位と修得方法の特例

(1)、大学に三年以上在学した者の単位の軽減

大学に三年以上在学して(大学に二年以上在学し、さらに大学の専攻科に一年以上在学する場合も含んで)九三単位以上修得したものが、一級普通免許状をとろうとする

きは、次の単位をとればよい。

一般教育科目

教科に関する専門科目

教職に関する専門科目

なお、この人の経験年数の計算は、大学における在学年数のうち、二年をこえる在学年数は、一年について二年とみなして取扱える。

(2)、単位でい減後の一五単位のとり方

上級免許状をとろうとする場合、最低在職年数(一級普通免許状をとろうとするときは五年、二級普通免許状をとろうとするときは六年)をこえる在職年数があつて、かつ取得

単位が一五単位をこえているときは、残りの単位が一五単位になるまでは在職年数一年について五単位づつ差引くことができるようになったことは、すでに述べたところであるが、その残りの一五単位をとるときは、次のように単位をとればよい。(十三条)

(3)、単位でい減に伴う単位のとり方

四五単位をとるときのとり方は(1)に、最低一五単位をとるときのとり方は(2)に述べたとおりであるが、その間の単位のとり方はどうかというと、それは都道府県教育委員会や都道府県知事が、(1)(2)に述べたとり方を参考にして都道府県教育委員会規則や都道府県規則できめることになつていゝ。(十四条)

(4)、旧法によつてすでに単位をとつていゝ者の措置

昭和二十九年十二月三日現に改正前の法令によつて教育職員検定を受けようとして、すでに単位をとつていゝ者は、昭和三十六年三月三十一日まで改正前の法令にきめられていゝ単位の比率で修得し、これによつて改正後の法令で上級免許状がもらえる。

たとえば二級普通免許状から一級普通免許状をもらおうとする者が、すでに旧法の単位

受けようとする 免許状の種類	最低修得単位数	
	専 門 科 目	教 職 に 関 す る も の
一級普通免許状	単 位 七	単 位 八
二級普通免許状	七	八

することができる。

(6)、仮免許状等の資格を得た者が、二級普通免許状をとるとききの措置

仮免許状を持っている者または仮免許状を得ることができ資格を持っている者が二

級普通免許状をとるときは、三年十五単位のよいことはすでに述べたが、その十五単位の内訳は次のとおりでよい。

一般教育科目 五単位

教科に関する専門科目 五単位

教職に関する専門科目 五単位

なお、その人が修業年限四年の教員養成諸学校または修業年限四年以上の専門学校を卒業しているときは、一年十単位でよく、その十単位の内訳は、教科に関する専門科目五単位、教職に関する専門科目五単位である。(附則五、七)

(7)、改正前の施行法で教諭仮免許状を受けることができた者が、二級普通免許状をとるとききの措置

改正前の施行法によって教諭仮免許状を受けた者は、これを改正後の法令によって得た単位と

改正前の施行法によって得た単位と

(1)、国民学校初等科教員免許状を有する者
(2)、以下の者で、昭和二十二年四月一日以後に幼稚園教員の職にいた者

イ 国民学校専科教員免許状を有する者

ロ 中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状、実業学校教員免許状を有する者

ハ 高等学校高等科教員免許状、高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者(以下十月号解説の「三、仮免許状についての措置」参照のこと)

等は、改正法によると臨時免許状きりもらえなくなるが、これでは不合理なのでこれらの者が二級普通免許状をとるときは、三年十五単位でよいことはすでに述べたところである。そのときの十五単位の内訳が次のように示された。

一般教育科目 五単位

教科に関する専門科目 五単位

教職に関する専門科目 五単位

なお、その人が修業年限四年の教員養成諸学校または修業年限四年以上の専門学校を卒業しているときは、一年十単位でよく、その十単位の内訳は、教科に関する専門科目五単

十一日まで延期した。(附則二)

(5)、旧法によって修得した単位の措置
改正前の法令によってすでにある部分とつた単位は、昭和三十六年三月三十一日まで

位、教職に関する専門科目五単位である。

(附則九)

(8)、単位をてい減する場合の経験年数の特

例

上級免許状をとるとき、所要の経験年数以上の経験年数があるときは、単位が略減されることはすでに述べたが、その経験年数には次の職にあつた経験年数が通算できる。

校長(園長を含む)教育長、指導主事

幼稚園に相当する盲学校、ろう学校、養護

学校の幼稚部の教員(六八条)

(9)、単位を免除される場合の経験年数の特

例

一級普通免許状を受けようとする者が、在職年数十五年以上であるときは、単位は必要がなくなつたことはすでに述べたところであるが、その在職年数には、次の職にあつた経験年数が通算できる。

小学校の教諭、校長(園長を含む)教育長

指導主事、盲学校、ろう学校、養護学校の

小学部、幼稚部の教員(六七条)

(10)、在職年数の例外

在職年数の計算には、次の休職期間はいれられない。

イ 病気による休職

ロ 刑事事件に関し、起訴されたことによる休職

ハ 教員養成を目的とする学校に入学のため

の休職(七〇条)

四、園長の任用資格

園長については、免許状が廃止されて、任用資格をきめることになつたことはすでに述べたところであり、また国、公立の園長の任用資格についてもすでに述べた。このたび私立幼稚園の園長の任用資格がきめられたが(昭和二十九年十月三十日文部省令第二九号学校教育法施行規則第八、九条)参考のため、園長の任用資格をまとめて述べてみると、

1、園長の欠格条件

次に該当する者は、園、公、私立をとおして園長になれない。

(1)、禁治産者及び準禁治産者

(2)、禁こ以上の刑に処せられた者

(3)、免許状取上げの処分を受け、二年を経過しない者

(4)、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴

力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者(学校教育法九条)

2、国、公立幼稚園長の資格

(1)、教育職員免許法による教諭一級普通免許状を持っていて、かつ五年以上教員又は官公庁あるいは私立学校の教育事務をやつていた者その他文部省令で定める教育の職にあつた者

(2)、(1)の条件にかなう者がない場合又はその条件にかなう者のうちから選べない場合は、当分の間教育職員免許法による教諭の二級普通免許状を持っていて、かつ五年以上教員又は官公庁あるいは私立学校の教育事務をやつていた者その他文部省令で定める教育の職にあつた者

なお、(1)(2)の「文部省令で定める教育の職」とは次のような職である。(教育公務員特例法施行規則第十三条)

(1)、学校教育法第一条に規定する学校——小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校——の長

(2)、右の学校のうち、私立学校の教授、助教授、教諭、助教諭、養護教諭、常勤講

師

(3)、学校教育法第一条に規定する学校の事務職員、ただし単純な業務に雇用される事務職員は除かれる。

なお、単純な業務に雇用される者とは、地方公務員法第五七条に守衛、電話交換手、印刷工その他をあげている。

(4)、学校教育法第九四条の規定によつて廃止された従前の法令の規定による学校や教員養成諸学校の長や事務職員

(5)、右の学校の教員

(6)、外国の学校で(1)(2)(3)に準ずる職にあつた者

(7)、少年院法による少年院、児童福祉法による教護院で教育を担当していた者

(8)、国又は地方公務員(単純な業務に雇用される者は除く)

(9)、外国の官公庁で(8)に準ずる職にいた者

3、私立幼稚園長の資格

(1)、教育職員免許法による教諭の一級普通免許状を持つていて、かつ五年以上教育公務員特例法施行規則第十四条第一項各号にあげてある教育の職にあつた者

(2)、(1)の条件にかなう者がいないか、または

その条件にかなう者のうちから選べないような特別の事情があるときは、五年以上教育公務員特例法施行規則第十四条第一項各号にあげる教育の職にありまたは教育、学術に関する業務について、かつ教育に関して高い識見を持っている者

なお、教育公務員特例法施行規則第十四条第一項各号にあげてある教育の職とは、

(1)、学校教育法第一条に規定する国立又は公立の学校の教員

(2)、「国、公立幼稚園長の資格」に示してある「文部省令で定める教育の職」の各号に該当する職である。

また、ここでいう「教育、学術に関する業務」のうち「教育に関する業務」とは、学校経営とか私学振興法にもとづく業務などを意味しており、「学術に関する業務」とは、学術研究機関などに従事することを意味している。

4、園長免許状所有者

すでに園長免許状を持つている者は、以上述べた資格がなくても園長になることはできる。

5、昭和二十九年十二月三日現に私立幼稚園の園長になつてゐる者の特例

私立幼稚園の園長については、改正前は特例として免許状がなくても園長になれた。したがつて園長免許状を持っていないで現に園長になつてゐる者のうち、(3)に述べた条件をそなえていない者は、昭和二十九年十二月三日以後は園長になれなくなる。そこでその不合理を除くため、昭和二十九年十二月三日現に園長をやつてゐる者はそのような資格をそなえていなくても園長になつていられることにした。

6、園長免許状取得のために修得した単位

園長免許状を得ようとして修得した単位は、教員免許状をうるための単位に流用することができる。

五、教員養成機関

文部大臣指定教員養成機関が二年に年限延長したことはすでに述べたが、その設置主体についてこのたび限定された。指定養成機関の設置者については従来ならぬの制限がなかったが、このたびそれを大学に附置するか、または次の者でないか、

27頁に続く

ベルリンのソ連地区にもしばしばはいって
みました。まず物価の安いのにびっくりしま
す。しかしソ連地区の労働者は月給も安いの
で、物価が安い程には楽でないと言われてい
ます。ソヴィエートのバレーもみましたが、
なかなか楽しいものでした。一般的には復興
は遅れているようですが、スターリン街とよ
ばれる一角は、それは夢のようにスケールの
大きな建物をつらねていて、計画性と言う点
では、資本主義国家が出来ないようなこと
をやっていました。ただ、アメリカやイギリス

ベルリンのほかはハンブルク、ルーベッ
ク、ボン、フランクフルトなどを訪ねました。
ハンブルクは有名な港町で、ルーネベックは
トーマス・マンの生れたところでした。このち
よつとゆううつな感じの古いハンザ都市は、
トーマス・マンの作品を思い出させて
くれました。ボンでは臨床心理学者としてポ
ン大学の神経科に働いている霜山徳爾先生の
御案内でラインの河を船で楽しめました。ジ
ークフリートが竜を殺す古城や、ジャンクリ
ストフがアードタと言う女性とあうラインのほ
とりをも歩いて、私が高等学生時代によみふ
けた小説を思いかえしたりしたのです。

ここチュービンゲンも限りなく美しい町で
す。今も教会の鐘がなりひびいて、現実には疲
れた私たちの心の中に永遠の影をさざみこん
でいます。又ひまをみつめて、この美しい町
からドイツ便りをお送りしましょう。お元氣
で……。

偶然そのソ連兵も私の映画のフィルムにはい
ってしまつたので、いい記録になつたわけ
です。

(現在はチュービンゲン大学神経科所員)

45頁より 設置できないことになった。

- 1、地方公共団体
- 2、私立学校法第三条の規定による学校法人
- 3、私立学校法第六十四条第四項の規定によ
る法人つまり準学校法人
- 4、民法の規定による財団法人

ただし昭和二十九年十二月三日以前に認め
られている一年制の養成機関については従来
通りである。しかしこの一年の養成機関が二
年になるときはさきの設置主体でなければな
らない。

なお、教育養成機関については、その他申
請書の添付事項、届け出、報告等が多少違つ
たが、これは省略する。ただし従前の養成機
関については従来通りである。

(文部事務官)